

# 化学物質審査規制法の状況について

平成24年4月27日  
経 済 産 業 省  
化 学 物 質 管 理 課

# 化審法改正の概要

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

## 改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大(国民の安心・安全)
2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性
  - 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)
    - － 欧州では、新規制(REACH)が2007年に施行。
  - 化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。
  - 一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未了。
3. 国際条約との不整合
  - 国際条約(ストックホルム条約)で、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされた。
  - 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

## 改正の概要

### (1) 既存化学物質対策

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。
- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。これらについては、製造・輸入事業者有害性情報の提出を求め、人の健康等に与える影響を段階的に評価。
- その結果により、有害化学物質及びその含有製品を製造・使用規制等の対象とする。

### (2) 国際的整合性の確保

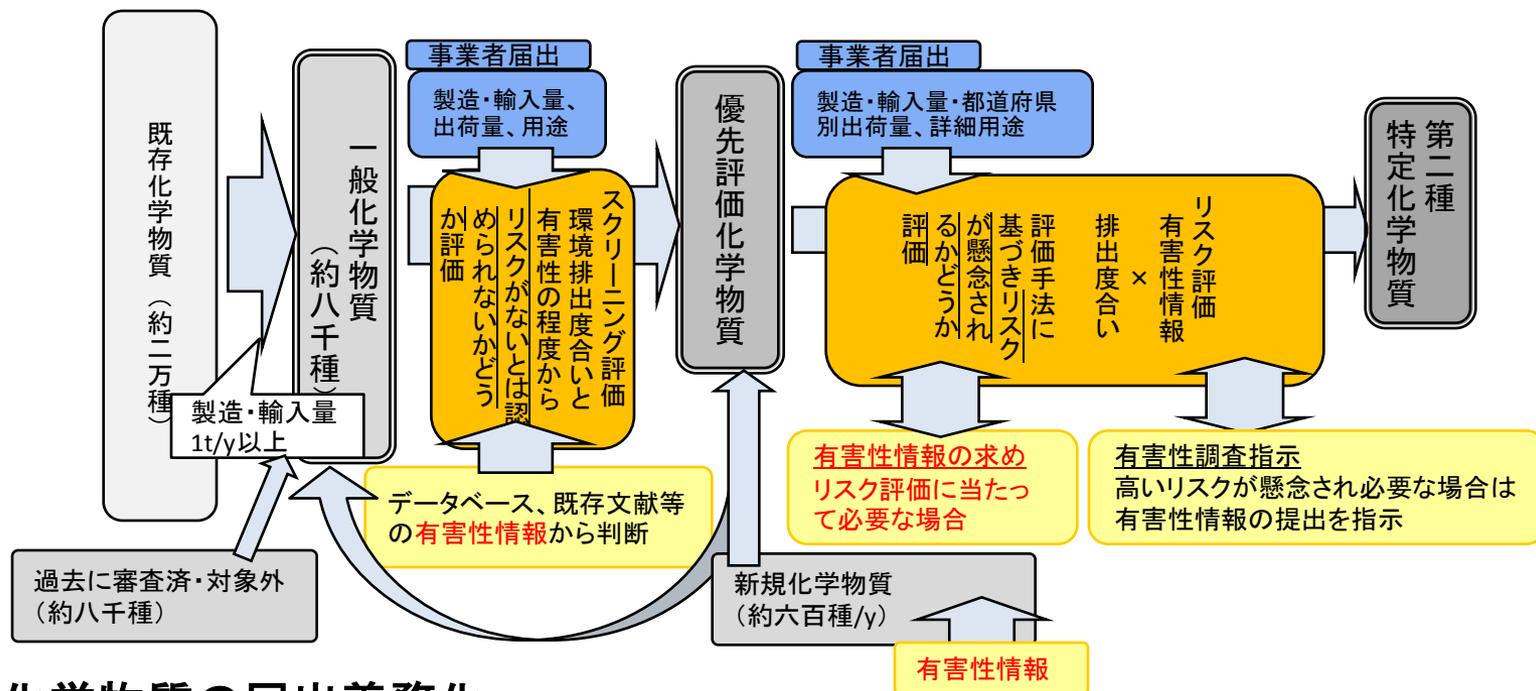
- 国際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
  - － 半導体向けの用途等

## (参考)関連の動き

1973年 化審法制定  
2002年 環境サミット合意  
2004年 スtockホルム条約発効  
2007年 REACH施行(欧州)

2018年 REACHの最終登録期限

# 改正化審法の体系



## ➤ 一般化学物質の届出義務化

既存化学物質(約2万種)、過去に審査済で特定／監視化学物質対象外(8千種)等の届出を開始。

## ➤ 優先評価化学物質の届出

3省合同の審議会において評価済の優先評価化学物質(リスク評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質)(95種※:平成24年4月27日現在)の届出。

※今後も一般化学物質、新規化学物質の届出結果を踏まえて、3省(厚労・環境・経済)合同の審議会においてスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を追加指定。

## ➤ 有害性情報の報告義務

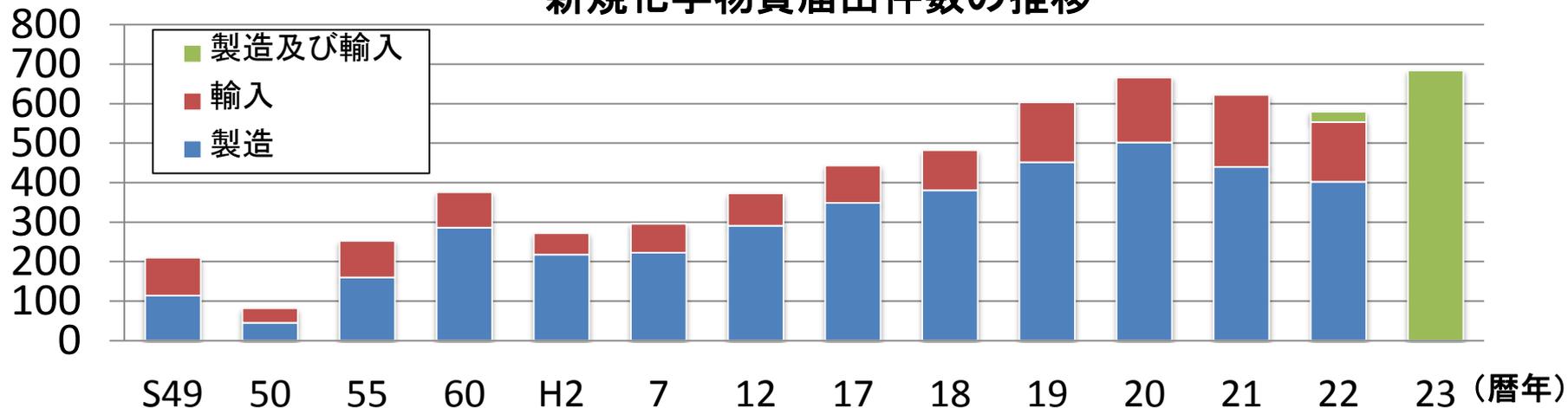
既所有データの報告は努力義務、新たに取得したデータは報告義務

# 新規化学物質の届出推移

➤化学分野のイノベーションを反映して、化審法に基づく新規化学物質の届出件数は年々増加。

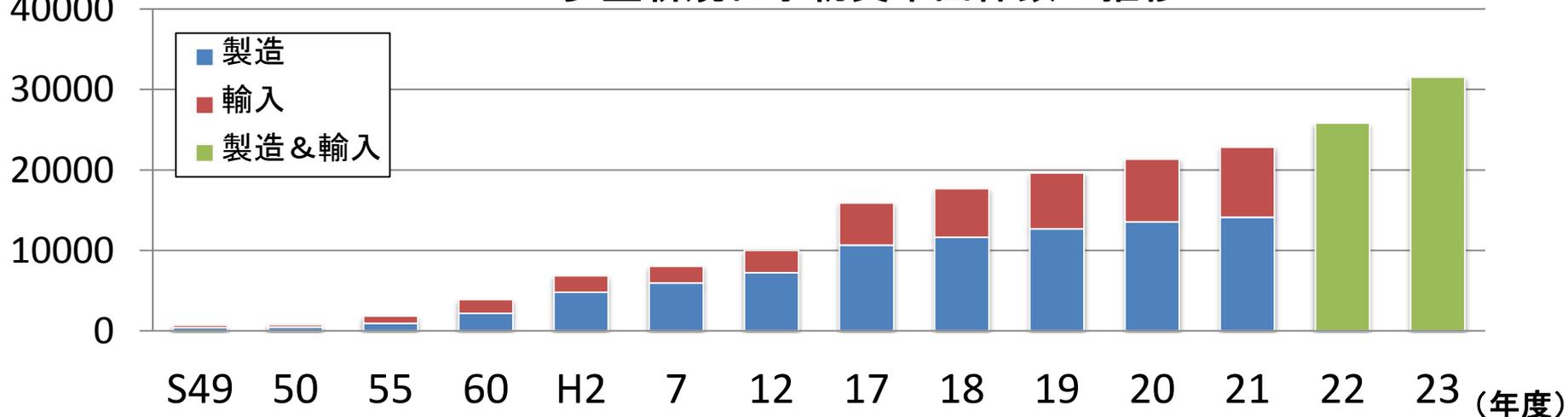
届出件数

## 新規化学物質届出件数の推移



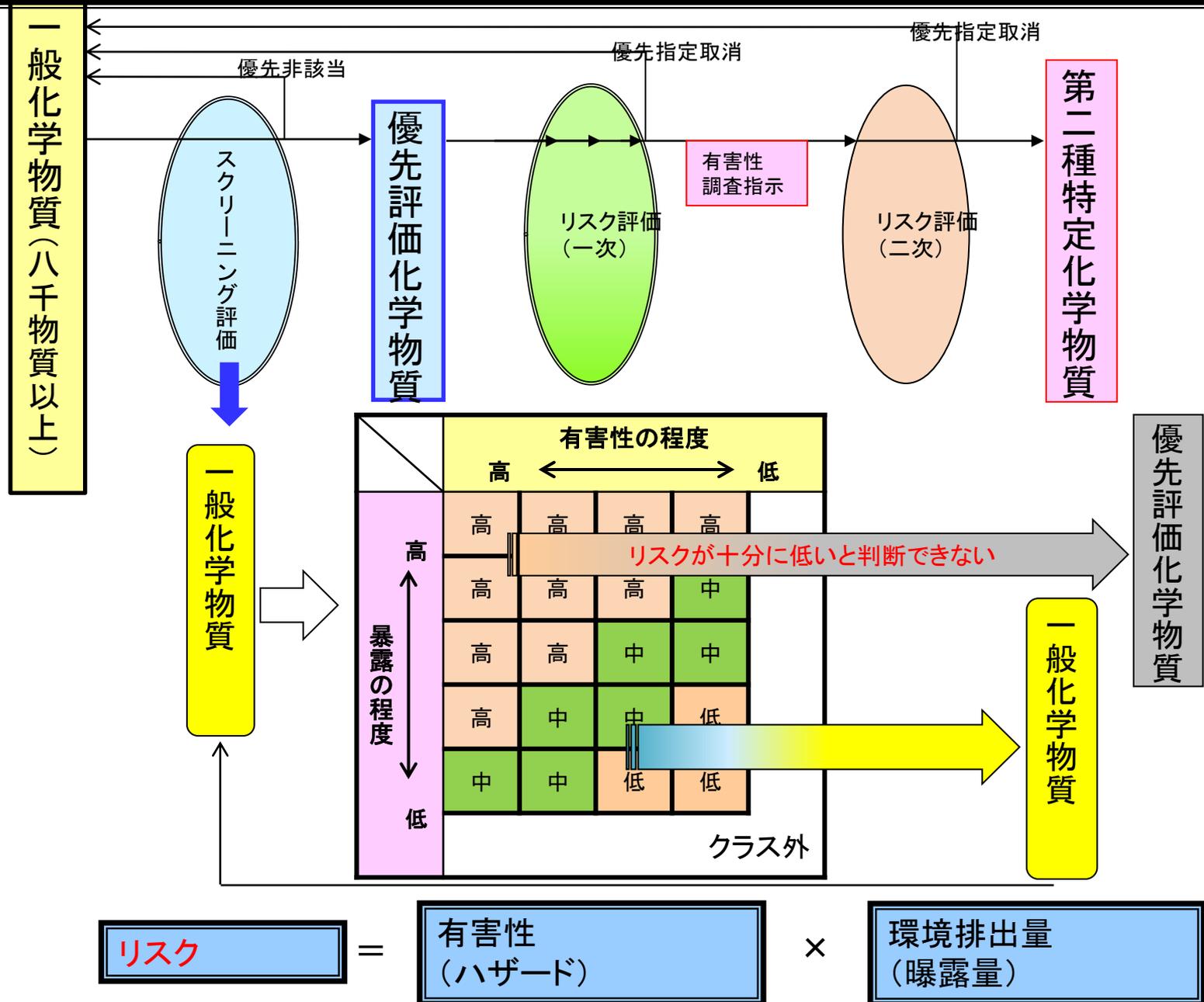
申出件数

## 少量新規化学物質申出件数の推移



※平成22年4月より制度変更(製造及び輸入での届出を追加) 3

# 改正化審法スクリーニング評価・リスク評価のイメージ



# 改正化審法の施行状況

➤改正化審法施行に伴う事業者からの届出件数（平成23年度(平成22年度実績)）

—一般化学物質(既存化学物質を含む) : 31,790件(1,415社)

—優先評価化学物質(※) : 885件(343社)

※平成23年4月1日付けで指定された88物質。

➤スクリーニング評価及びリスク評価等に活用するための有害性情報の収集

①化審法第41条に基づく事業者からの有害性情報報告:224件(平成23年度)

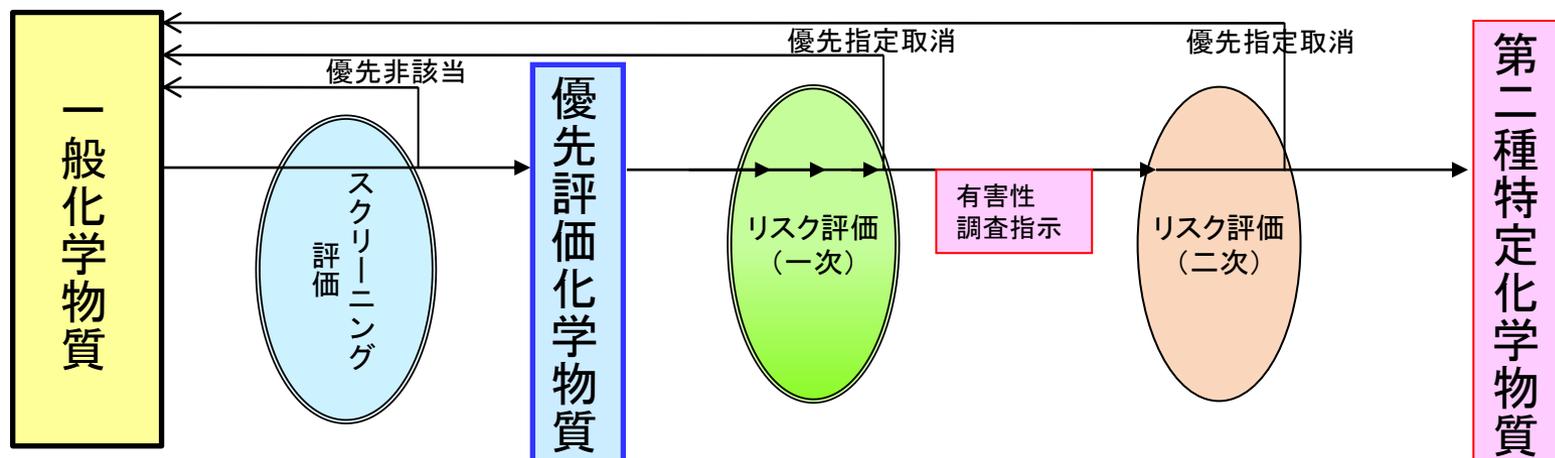
②国が行う試験による既存化学物質の有害性情報の収集(平成22年3月現在)  
:分蓄1765物質、人健康影響928物質、生態影響585物質

③国が行う文献等による既存化学物質の有害性情報の収集

:物化性状・分蓄約800物質、人健康影響約2500物質、生態影響約1400物質

④「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)」によるスポンサー登録:97物質(平成17年度開始:現在の登録数)

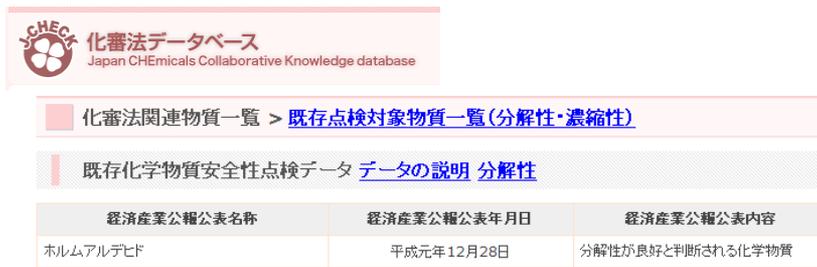
※上記は物質の重複があり得る。②③は実施状況を確認中のものを含む。



# 化審法関係で収集された情報等の公開

## 化審法データベース(J-CHECK) Chemical Risk Information Platform

- 化審法に関わる3省(厚生労働省、経済産業省及び環境省)が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため作成したデータベース。
- 主な情報発信内容
  - ・化審法規制物質・既存化学物質等一覧
  - ・既存点検対象物質一覧
  - ・改正化審法関連等



化審法データベース  
Japan CHEMicals Collaborative Knowledge database

化審法関連物質一覧 > 既存点検対象物質一覧(分解性・濃縮性)

既存化学物質安全性点検データ [データの説明](#) [分解性](#)

経済産業公報公表名称	経済産業公報公表年月日	経済産業公報公表内容
ホルムアルデヒド	平成元年12月28日	分解性が良好と判断される化学物質

<http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/Top.do>

## 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) Chemical Risk Information Platform

- 化学物質の番号や名称等から、暴露や有害性情報、法規制情報や国際機関によるリスク評価情報等を検索。
- 国内で多く使用されている化学物質(約5800)について情報を整備。加えて、CAS番号ベースで約20万物質の情報を収載。化学物質に関わる有害性情報や規制情報など総合的な情報を提供するデータベースとしては世界最大級の収載量。
- 国内外の信頼のおける情報ソースへリンク、検索が可能(「化学物質総合管理のためのポータルサイト」として機能)。平成23年度は1,068万アクセス、規制等への対応のため事業者によく活用されている。
- アジア諸国を中心とした規制情報の追加や連携を目指す。



nite 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

化学物質管理分野  
化学物質の総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を提供しています。

化学物質総合情報提供システム  
Chemical Risk Information Platform (CHRIP)

検索結果

一般情報 | 暴露情報 | 国内法規制 | 各国(インベントリ) | 海外PRTR | 各国有害性評価 | 物理化学性状 | 環境毒性 | 健康毒性

(現在、データの無い項目も表示しています)

I. 一般情報

■ 一般情報 データの説明	
CAS番号	108-88-3
日本語名	トルエン
英語名	Toluene
分子式	C7H8
構造式	

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>